

《対象外経費の例示》

以下の経費については、汎用的または本補助金の主旨に沿わないものと判断し対象外経費として定めています。

申請時にどの経費区分で申請をされても、下記に記載のある経費については対象外経費となります。

※今後、お問合せが多い内容については、随時、掲載します。

種類	構造または用途	細目
不動産	土地	土地の購入・取得費
	建物	建物の購入・取得・修理費（ただし、設備処分費に該当するものを除く。）
建物附属設備	冷房、暖房設備	エアコン
車両及び運搬具	車両及び特殊自動車など	自動車等車両（キッチンカー・宅配バイクを除く） 自転車 特殊車両 船舶
器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	事務机、事務いす及びキャビネット、ベッド、机、いす、ソファ、その他の家具と認められるもの ラジオ、テレビ、テープレコーダー カーテン、座ぶとん、寝具、その他これらに類する繊維製品 じゅうたんその他の床用敷物（畳、フローリング含む） 室内装飾品、 扇風機、サーキュレーター
	事務機器及び通信機器	コピー機、複合機、その他の事務機器として認められるもの 電話設備その他の通信機器（携帯電話、スマートフォンなど） 時計
	娯楽またはスポーツ器具及び興行または演劇用具	娯楽・遊戯機器と認められるもの
	生物	植物、動物、魚類、鳥類
	前掲のもの以外のもの	楽器
		機械式駐車設備
		ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備
無形固定資産など	無形固定資産など	特許権、実用新案権、意匠権、商標権に係る利用料 フランチャイズ加盟料、利用料、導入料 フランチャイズ本部が作成するチラシなどの広告等

その他	パソコン、パソコン周辺機器、ネットワーク関連、など	<p>目的・用途に関わらず既に導入しているソフトウェアの更新料 既に所有しているパソコン等のOS更新料 パソコン・タブレットのみの購入（有償の会計ソフトやITサービスを導入せず汎用機器のみを購入した場合）ウェアラブル端末、スマートフォン、モニター、VRゴーグル・VRヘッドセット、タブレットケース、モニターアーム、事務用プリンタ、複合機、インク、トナー スキャナ、マウス、キーボード、プロジェクタ、プロジェクタスクリーン、ヘッドセット、ヘッドホン ペンタブレット、デジタルペン、PCスピーカー、ウェブカメラ、LANケーブル、USBケーブル、各種ケーブル、パソコンデスク、パソコン用セキュリティ用品 メモリ、グラフィックボード、ビデオカード、CPU等の内部部品、ハードディスク、SSD、無線ルーター(Wi-Fi ルーター)、モデム、無線LAN機器、サーバ構築関連費用、セキュリティ構築費用</p>
	電話料金等	電話代、インターネット利用料金、クリック課金広告、PPC 広告
	ソフトウェア	家庭及び一般事務用ソフトウェア セキュリティ対策ソフト
	文房具などの事務用品	名刺や文房具、その他事務用品等の消耗品代（例えば、名刺のほか、ペン類、インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、クリアファイル、無地封筒、OPP・CPP 袋、CD・DVD、USB メモリ・SD カード、電池の購入などその他文具と認められるもの）
	その他	<p>駐車場代や事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、車検費用</p> <p>補助事業者に指導・助言をする専門家等に対する謝礼・謝金等のいわゆるコンサル料と判断されるもの（名称のいかんを問わず専門家への謝金・謝礼）</p> <p>雑誌購読料</p> <p>新聞代</p> <p>団体等の会費</p> <p>茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用</p> <p>税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用</p> <p>金融機関などへの振込手数料（ただし、発注先が負担する場合は補助対象とする。）</p> <p>代引手数料</p> <p>インターネットバンキング利用料</p> <p>インターネットショッピング決済手数料等</p> <p>公租公課</p> <p>各種保証、保険料、保守料</p>

	借入金などの支払利息および遅延損害金
	免許・特許等の取得・登録費
	講習会・勉強会・セミナー研修等の参加費や受講費等
	商品券・金券の購入費
	役員報酬、直接人件費
	各種キャンセルに係る取引手数料等
	補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
	自社の従業員やアルバイトを雇って、内装工事や事業を実施した場合の人件費
	市場調査の実施に伴う記念品代、謝礼等
	求人広告